

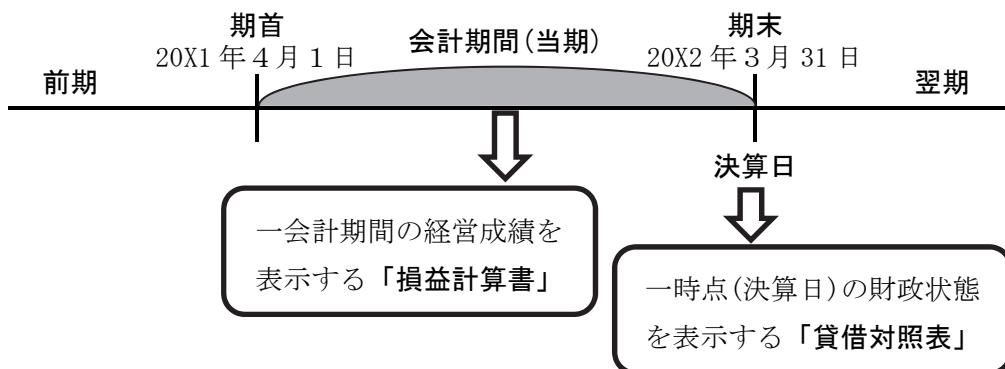
第1章 企業会計

第1項 財務会計総論

(1) 財務会計と管理会計

用語	定義
財務会計	<p>財務会計とは、外部の利害関係者に対する情報提供を目的とした会計をいい、「外部報告会計」とも呼ばれる。</p> <p>企業外部の利害関係者（ステークホルダー；株主、債権者、取引先、税務当局など）に対して、複式簿記の手法に従って企業の資本や利益を測定し、その結果を企業の経営成績および財政状態を示す財務諸表によって報告する。</p>
管理会計	<p>管理会計とは、経営者や企業内部の管理者に対する会計情報の提供を目的とした会計をいい、「内部報告会計」とも呼ばれる。</p> <p>管理会計により、経営者等に対して必要な会計情報を提供することによって、経営管理上の合理的な意思決定に役立てることができる。</p>

(2) 損益計算書と貸借対照表



a) 損益計算書 (P/L: Profit&Loss Statement)

一会计期間に獲得した成果である「収益」から、収益を獲得するための犠牲である「費用」を差し引いて、儲けである「当期純利益」を表示する。

損益計算書

20X1年4月1日～20X2年3月31日

費用	収益
当期純利益	

※損益計算書等式：費用 + 当期純利益 = 収益

	定義	勘定科目の例
収益	企業が販売した商品や役務提供の対価	売上・受取利息・受取手数料・受取家賃 雑益・固定資産売却益など
費用	収益獲得のために犠牲となったもの	仕入・売上原価・給料・旅費交通費・広告宣伝費・消耗品費・水道光熱費・通信費・支払家賃・雑費・支払手数料・支払利息など

b) 貸借対照表 (B/S : Balance Sheet)

期末に保有するプラスの財産である「資産」、マイナスの財産である「負債」、資産から負債を差し引いた正味の財産である「資本（純資産）」を表示する。

貸借対照表

20X2年3月31日現在

資産	負債
	資本（純資産）

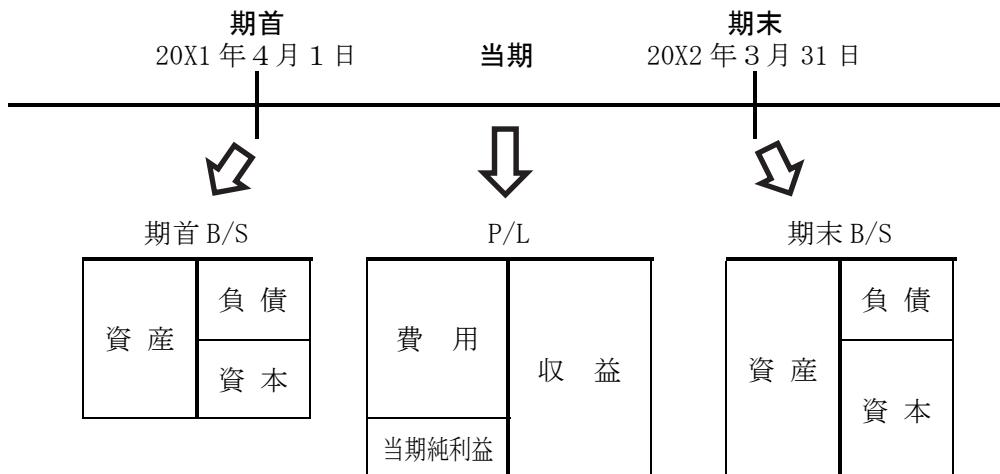
※1 貸借対照表等式：資産 = 負債 + 資本

※2 資本等式：資産 - 負債 = 資本

※3 資産を「総資産」、負債と資本を合わせて「総資本」ともいう。資産は企業が調達した資金の運用形態を示し、負債および資本は資金の調達源泉を示し、一時点の財政状態を貸借対照表で表示する。

	定義	勘定科目の例
資産	プラスの財産・将来受け取る権利(債権)	現金・当座預金・受取手形・売掛金 未収金・商品・有価証券・前払金・貸付金 建物・備品・土地
負債	マイナスの財産・将来支払う義務(債務)	支払手形・買掛金・未払金・預り金 前受金・借入金
資本	会社の元手ともうけ	資本金・資本準備金・利益準備金 任意積立金・繰越利益剰余金

c) 利益計算の仕組み（損益法と財産法）



※1 損益法：収益－費用＝当期純利益

※2 財産法：期末資本－期首資本＝当期純利益

d) 簿記（複式簿記）と財務諸表

複式簿記とは、1つの取引を2つの側面から捉えて、簿記の5要素（資産・負債・資本（純資産）・収益・費用）の増減を整理する。

(例) 商品 1,000 円を仕入れて、現金で支払った。

- ① 商品(資産)が 1,000 円増える → 資産の増加 → 借方へ記入
- ② 現金(資産)が 1,000 円減る → 資産の減少 → 貸方へ記入

(借)	商 品	1,000	(貸)	現 金	1,000
-----	-----	-------	-----	-----	-------

※ 仕訳のルール

借 方(左側)	貸 方(右側)
資産の増加 +	資産の減少 -
負債の減少 -	負債の増加 +
資本の減少 -	資本の増加 +
収益の減少 -	収益の増加 +
費用の増加 +	費用の減少 -

(3) 制度会計（会社法と金融商品取引法）

	会社法会計	金融商品取引法会計
対象会社	すべての株式会社	株式会社のうち上場企業など
目的	株主と債権者の利害調整	投資家へ投資意思決定に有用な情報を提供
計算の重点	債権者保護・分配可能額の算定	適正な期間損益計算
開示書類	計算書類等 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・注記表・附属明細書・事業報告	財務諸表 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・キャッシュ・フロー計算書・附属明細表
会計処理基準	会社計算規則	企業会計原則
表示の規則	会社計算規則	財務諸表等規則

※ 制度会計には、これ以外に税務会計がある。

(4) 会計公準

会計公準とは、会計が行われるための基礎的前提をいう。会計公準には「企業実体の公準」、「継続企業の公準」、「貨幣的評価の公準」の3つがある。

a) 企業実体の公準

会計は、出資者から分離した企業そのものが独立に存在するという仮定の上に立って行われ、これを会計単位とする公準である。換言すれば、会計の行われる場所的限定をする公準である。

b) 継続企業の公準

企業が半永久的に事業を営む継続企業（ゴーイング・コンサーン）を前提とした場合には、企業の全存続期間を人為的に一定の会計期間に区切って会計を行う必要があり、会計の期間的限定を行う公準である。

c) 貨幣的評価の公準

この公準は、貨幣という共通の測定尺度によって資産・負債・資本・収益・費用を統一的に測定・表示しようとするもので、会計の価値的限定を行う公準である。

第2項 企業会計原則

(1) 企業会計原則

企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されなくとも、すべての企業がその会計を処理するに当たって従わなければならない基準である。

企業会計原則は、「一般原則」「損益計算書原則」「貸借対照表原則」の三部分と注解によって構成されている。一般原則が損益計算書原則および貸借対照表原則の上位概念であり、それぞれを支配している。



(2) 一般原則

一般原則は、「**真実性の原則**」「**正規の簿記の原則**」「**資本取引・損益取引区分の原則**」「**明瞭性の原則**」「**継続性の原則**」「**保守主義の原則**」「**单一性の原則**」の7つから成り立っている。また、一般原則ではないが、重要な原則として「**重要性の原則**」がある。